提出書類一覧	
選択書類（条件に該当する場合、提出が必要になります）	○新潟県の「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証店（申請中含む）であることがわかるもの（店頭に掲示していることがわかるもの・提示物の記載内容がわかるもの） **【２．** に貼り付け **】**
	○ 対象施設の前年度又は前々年度の飲食店部門の売上高がわかるもの ※支給額の計算方法により、以下の①②の書類が追加で必要になります。 ①「9月方式」の場合は、 個人事業主：青色申告決算書（月別売上高）の控え ②『複数の対象施設を経営している』、『「飲食店」以外の売上もある』、など、確定申告書類のみでは各対象施設の「飲食店」の売上高が分からない場合は、対象施設ごとに、 法人　：令和元年度又は令和2年度の、9月、または　当該年度の飲食店部門の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し 個人事業主：令和元年度又は令和2年度の、9月、または　当該年度の飲食店部門の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し
	○ 今年の9月の飲食部門の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し ※売上高減少方式による支給額計算の方は必要となります ※対象施設ごとに提出が必要です
	○ 協力金支給総額内訳表（様式第３号） ※複数の対象施設を経営する事業者は、提出が必要です
	○ 開業日から令和3年9月2日までの飲食部門の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し ※対象施設が、令和2年9月4日以降に営業開始した場合、提出が必要です ※対象施設ごとに提出が必要です
	○ 開業日がわかるもの（開業届の写し等） ※対象施設が、令和2年9月4日以降に営業開始した場合、提出が必要です ※対象施設ごとに提出が必要です
	○ 開業日から令和２年 12 月 31 日までの飲食店部門の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し ※対象施設が、令和2年1月2日～令和2年9月3日に営業開始した場合、提出が必要です ※対象施設ごとに提出が必要です
	○ 合併・法人成り・事業承継特例を利用する事業者 ・ 合併の場合…履歴事項全部証明書の写し ・ 法人成りの場合…履歴事項全部証明書の写し、法人設立届出書の写し、個人事業の開業・廃業等届出書の写し ・ 事業承継の場合…個人事業の開業・廃業等届出書の写し